

(仮 称) 西 こ ど も 園 実 施 計 画

令和6年(2024年)8月

横須賀市民生局福祉こども部 子育て支援課

目次

1. 前提条件.....	1
2. 計画床面積の算定.....	3
3. 計画床面積表.....	12
4. 要求水準.....	14
5. 提出書類.....	29

1. 前提条件

①導入機能

武山保育園敷地内に新園舎を新築し、新園舎完成後、現園舎及び別棟園舎を解体し、跡地に園庭及び駐車場を整備する。整備完了後、(仮称)西こども園(以下「西こども園」という。)と位置付ける。

②定員

「横須賀市子ども・子育て支援事業計画策定に向けたニーズ調査(令和6年3月)」に基づき、西こども園の定員は70人とする。

③計画地

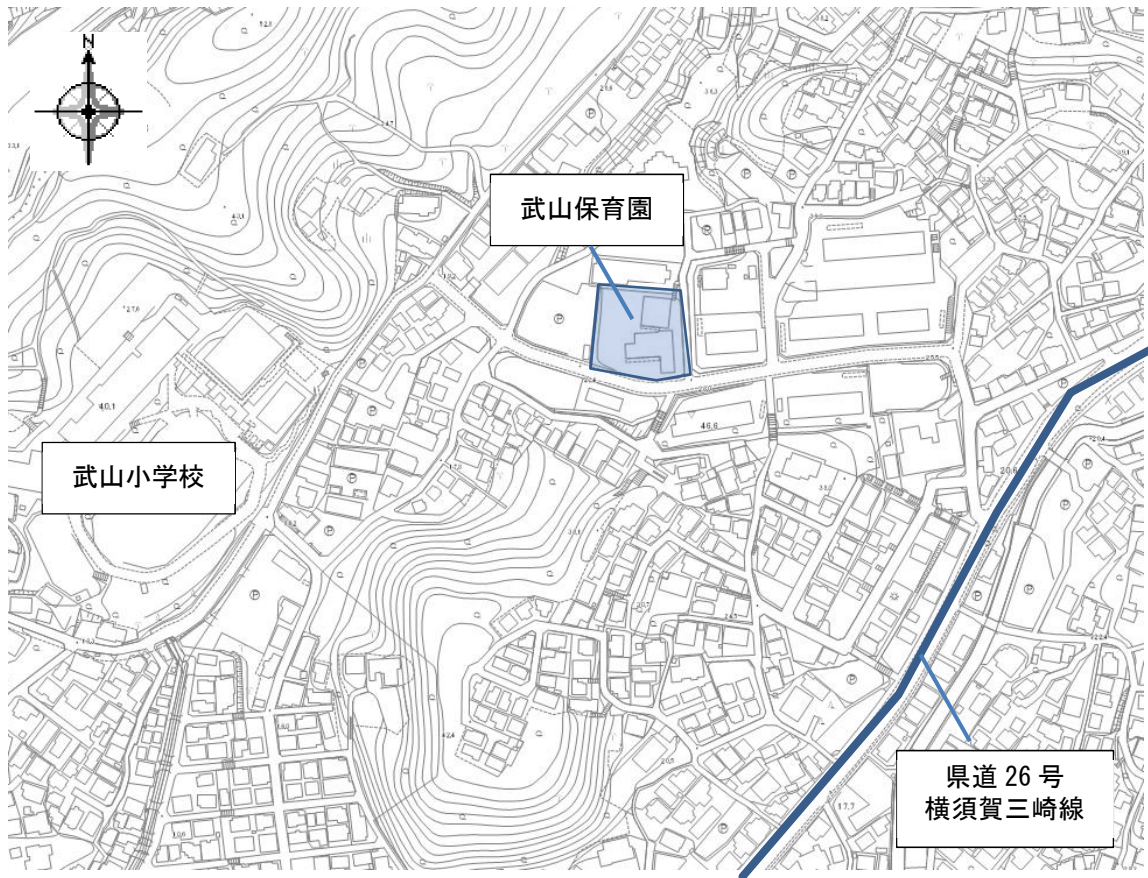
計画地の位置と概要については以下のとおりである。

武山保育園測量図(参考資料1)及び武山保育園求積図(参考資料2)については別添のとおり。

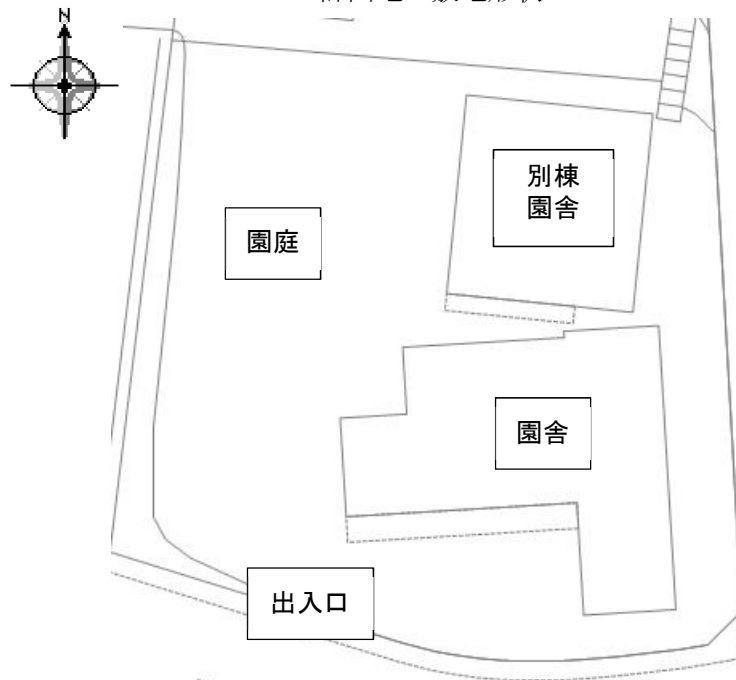
計画地の概要

項目	内容
所在地	横須賀市武4丁目17番1号
敷地面積	2,037.44 m ²
地目	宅地(所有者:横須賀市)
用途地域(容積率・建蔽率)	第1種中高層住居専用地域(200%・60%)
防火地域	準防火地域
高度地区	第1種高度地区(建築物の高さの最高限度15m)
その他	居住誘導区域内 第2種禁止地域(屋外広告物規制地域)

計画地の位置



計画地の敷地形状



2. 計画床面積の算定

○登園口：18 m²

各園児共通とし、床面積は園児の下足入れと履き替えスペースを確保するため18 m²程度とする。

算定根拠：下足入れ（1.2 m²/10人）を1歳児から5歳児70人分設置する。

履き替えスペースは10 m²程度とする。（1.2 m²/10人×70人+10 m²=18.4 m²）

なお、登園口へは次の備品を備えること。その他必要と判断したものも備えること。

- ① 職員・来客者用の下足入れ（40人分）
- ② 園児用の下足入れ（70人分）

○保育室：185 m²

各保育室

保育室の床面積は定員数と家具類や収納スペース等を踏まえ、0・1歳児の保育室は50 m²程度、2歳児の保育室は30 m²程度、3歳児から5歳児の保育室は各35 m²程度とする。

音に対して敏感な子どもや、集団の中で過ごすことにストレスを感じやすい子どもなどが、気持ちを落ち着かせて、安心できるような空間（小部屋等）を確保するよう努めること。

算定根拠：「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（令和2年横須賀市条例第16号。以下「幼保連携型認定こども園基準条例」と表記）及び

同条例第2条に規定する「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号。以下「内閣府等令」と表記）

（乳児室等の面積）

幼保連携型認定こども園基準条例 第五条

乳児室又ははふく室の面積は、3.3 m²に満2歳未満の園児の数を乗じて得た面積以上とする。

（保育室等の面積）

内閣府等令 第七条

6 次の各号に掲げる設備の面積は、当該各号に定める面積以上とする。

三 保育室又は遊戯室 1.98 m²に満2歳以上の園児数を乗じて得た面積

なお、各保育室へは次の備品を備えること。その他必要と判断したものも備えること。

- ① 定員数分の園児用ロッカー
- ② 教材を収納できるロッカー
- ③ 定員数分のコート掛け用（家具）
- ④ 園児用手洗い流し（蛇口3か所）の設置各1か所（鏡、ペーパータオルホルダーの

設置)

- ⑤ 定員数分のコートを収容できるスペース (0～3 歳児保育室)
※床面積が足りない場合、廊下等の面積で調整すること。
- ⑥ 園舎東側 (将来的な園庭側) 出入口及び出入口付近に以下のものを設置すること。
 - ・定員数に予備を少々含めた数の園児・職員用の下足入れ
 - ・園児用手洗い流し (蛇口 3 か所)

条例等における基準のチェック

室名	計画床面積	「幼保連携型認定こども園基準条例」 及び「内閣府等令」
0・1 歳児保育室	50 m ² > 42.90 m ² ⇒OK	42.9 m ² 3.3 m ² /人 × (3 人+10 人)
2 歳児保育室	30 m ² > 23.76 m ² ⇒OK	23.76 m ² 1.98 m ² /人 × 12 人
3～5 歳児保育室	35 m ² > 29.7 m ² ⇒OK	29.7 m ² 1.98 m ² /人 × 15 人

○ランチルーム : 42 m²

ランチルームは 2 歳児から 5 歳児の定員の半数 (28 人程度) が同時に利用でき、かつ、様々な食事形式に対応できる空間とするため 42 m²程度とする。

算定根拠 : 一人当りの床面積を 1.5 m² (1 畳弱) 程度とする。

$$(1.5 \text{ m}^2/\text{人} \times 28 \text{ 人} = 42.0 \text{ m}^2)$$

なお、ランチルームへは次の備品を備えること。その他必要と判断したものも備えること。

- ① 調理室からの配膳、下膳ができるカウンター

○読書室 : 22 m²

読書室の利用対象を 3～5 歳児と想定 (定員計 45 人)。45 人のうち、保育室、園庭、読書室を均等に利用するものと仮定。

算定根拠 : 一人当りの床面積を 1.5 m² (1 畳弱) 程度とする。

$$(1.5 \text{ m}^2/\text{人} \times 15 \text{ 人} = 22.5 \text{ m}^2)$$

なお読書室へは次の備品を備えること。その他必要と判断したものも備えること。

- ① 本棚

○調乳室 : 3 m²

調乳室は 0・1 歳児の保育室から直接出入りできるように配置し、ミニキッチンや冷蔵庫スペースを設け床面積を 3 m² (2 畳) 程度とする。

○園児用トイレ：35 m²

0・1歳児のトイレは、便座、園児用手洗い場、シャワーパン、汚物洗い、おむつ交換台、おむつ棚、ベンチ、着替えスペース、職員用手洗い、清掃用流し等を設け、床面積を7 m²程度とする。

2歳児のトイレは、小便器、便座、園児用手洗い場、シャワーパン、汚物洗い、おむつ棚、ベンチ、着替えスペース、職員用手洗い、清掃用流し等を設け、床面積を7 m²程度とする。

3歳児のトイレは、小便器、便座（個室含む）、園児用手洗い場、シャワー・着替えスペース、ベンチ、着替えスペース、職員用手洗い、清掃用流し等を設け、床面積を8 m²程度とする。

4・5歳児のトイレは男女別とし、小便器、便座（男女別、各個室）、園児用手洗い場、ベンチ、職員用手洗い、清掃用流し等を設け、床面積を13 m²程度とする。

また、車いす等を利用することもが使用できるトイレや手洗い場の設置。

○園庭トイレ：2 m²

園庭トイレは子供用大便器、壁掛け手洗い器を設け、2 m²程度とする。

○園児用シャワー室：14 m²

園児用シャワー室は屋外園庭への出入口に配置し、下足スペース・更衣室・シャワー室を設け、床面積を14 m²程度とする。

○職員室・医務室：20 m²

職員室は登園口が見渡せる位置とし、園長・副園長・職員（3人程度）の執務スペースと医務スペース1か所を設け、床面積を20 m²程度とする。

算定根拠：新営一般調査面積算定基準（国土交通省）の執務室の基準を参考に一人当りの床面積を3.3 m²とし、また、医務スペースは3.5 m²（2畳）程度とする。

$$(3.3 \text{ m}^2/\text{人} \times 5 \text{ 人} + 3.5 \text{ m}^2 = 20 \text{ m}^2)$$

幼保連携型認定こども園基準条例 抜粋

（職員の数等）

第三条 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の各号に掲げる園児の区分に応じ、当該各号に掲げる数を合計した数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下回ってはならない。

- (1) 満4歳以上の園児 おおむね27人につき1人
- (2) 満3歳以上満4歳未満の園児 おおむね18人につき1人
- (3) 満2歳以上満3歳未満の園児 おおむね5.2人につき1人

- (4) 満1歳以上満2歳未満の園児 おおむね4.5人につき1人
 (5) 満1歳未満の園児 おおむね2.57人につき1人

条例における教育及び保育に直接従事する職員数の算定

園児の 年齢	園児の 定員	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営 に関する基準を定める条例（横須賀市）	
		算定式 (定員/基準値)	必要職員数
0歳児	3人	3人/2.57人	2人
1歳児	10人	10人/4.5人	3人
2歳児	12人	12人/5.2人	3人
3歳児	15人	15人/18人	1人
4歳児	15人	15人/27人	1人
5歳児	15人	15人/27人	1人
計	70人		11人

○更衣室・休憩室：25 m²

保育士・用務員用の職員更衣室・休憩室は女性用12 m²、男性用5 m²程度とする。
 調理員更衣室・休憩室は8 m²程度とする。

○職員等のトイレ：16 m²

職員等のトイレは個室とし、床面積は通常のトイレが2 m²程度、バリアフリー対応トイレが5 m²程度とし、各階に1か所ずつ配置する。

また、調理員専用トイレして通常のトイレを1か所配置する。

○相談室：6 m²

保護者からの相談に対応するための相談室を設け、床面積6 m² (3.5畳)程度を確保する。

○調理室等：52 m²

調理室はランチルームに隣接した位置に配置し、床面積は調理室32 m²、検収室3 m²、下処理室4 m²、前室（汚染・非汚染区域間）3 m²、食品庫・防災備蓄庫5 m²、調理室がない階に配膳室5 m²程度とする。2階建て以上となる場合は、小荷物昇降機を設置すること。

なお、調理室等へは次の備品を備えること。その他必要と判断したものも備えること。

※冷凍冷蔵庫、ガススチームコンベクションオーブン、炊飯器は現園舎から持参予定のため、それらを使用できる電源等を確保すること。

- ① 作業台・盛り付け台等（移動式を含む）
- ② ソリッドエレクターシェルフ

- ③ シンク（調理室下処理室に配置し、槽数や水切りの有無などは適切に検討する）
- ④ テーブル型パススルー冷蔵庫
- ⑤ 検食用冷凍ストッカー
- ⑥ ローレンジ
- ⑦ ガステーブル
- ⑧ 消毒保管庫
- ⑨ テーブル型包丁まな板殺菌庫
- ⑩ カウンター（配膳用、下膳用）

○洗濯室・用務室：6 m²

洗濯室・用務室として床面積 6 m²（3.5 畳）程度を確保する。

○倉庫：16 m²

倉庫は 2 か所配置し、床面積は 1 か所当り 8 m²（5 畳）程度とする。

○エレベーター：12 m²（平屋プランの場合は不要）

条例に基づきエレベーターを配置し、床面積は1フロアー当り6 m²程度とする。

神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例 抜粋

第四章 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行に関する事項
（特別特定建築物に追加する特定建築物）

第29条 法第14条第3項の規定により条例で定める特別特定建築物に追加する特定建築物は、次に掲げるものとする。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第1項及び第2項に規定する応急仮設建築物並びに同条第5項の許可を受けた建築物（次条各号において「仮設建築物」という。）を除く。

（1） 学校（政令第5条第1号に掲げるものを除く。）

（3） 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの（政令第5条第9号に掲げるもの及び規則で定めるものを除く。）

（建築の規模）

第30条 法第14条第3項の規定により条例で別に定める同条第1項の建築の規模（新築、増築又は改築の場合の規模に限る。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める床面積（増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分の床面積。第32条第2項において同じ。）とする。

（1） 政令第5条第1号、第2号、第4号、第6号、第8号から第10号まで及び第12号から第16号までに掲げる特別特定建築物（仮設建築物を除く。）並びに前条第1号及び第3号に掲げる特定建築物 合計500平方メートル

（建築物移動等円滑化基準の適用除外）

第32条 第29条各号に掲げる特定建築物のうち、幼稚園及び保育所については、政令第14条第1項第2号の規定は、適用しない。

2 第30条第1号に掲げる特別特定建築物及び特定建築物のうち、床面積が1,000平方メートル未満の特別特定建築物及び特定建築物の移動等円滑化経路（階と階との間の移動に係る部分に限る。）については、政令第18条第2項第1号の規定は、適用しない。

○階段：50 m²（平屋プランの場合は不要）

条例に基づき常用屋内階段1か所と避難用屋外階段を配置し、床面積は、屋内階段は1フロア当たり20 m²程度、屋外階段は計10 m²程度とする。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号） 抜粋
 第十三条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第4条、第5条第1項、第2項及び第4項、第7条の2、第9条から第9条の3まで、第11条（第4項ただし書を除く。）、第14条の2、第14条の3第1項、第3項及び第4項、第32条第8号、第32条の2（後段を除く。）並びに第36条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第32条第8号	又は遊戯室	、遊戯室又は便所
第32条第8号イ	耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいい、同号ロに該当するものを除く。）（保育室等を3階以上に設ける建物にあっては、耐火建築物）	建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物
第32条第8号ロ	施設又は設備	設備
第32条第8号ハ	施設及び設備	設備
第32条第8号ヘ	乳幼児	園児

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号） 抜粋

第五章 保育所

（設備の基準）

第三十二条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。

八 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を 2 階に設ける建物は、次のイ、ロ及びへの要件に、保育室等を 3 階以上に設ける建物は、次に掲げる要件に該当するものであること。

イ 耐火建築物（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。）又は準耐火建築物（同条第 9 号の 3 に規定する準耐火建築物をいい、同号ロに該当するものを除く。）（保育室等を 3 階以上に設ける建物にあつては、耐火建築物）であること。

ロ 保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる施設又は設備が 1 以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第 1 項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の 1 階から 2 階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第 3 項第 3 号、第 4 号及び第 10 号を満たすものとする。) 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第 2 条第 7 号の 2 に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段

へ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

○園庭：460 m²

園庭は条例を踏まえ 460 m²程度とする。

算定根拠：「幼保連携型認定こども園基準条例」第2条に規定する「内閣府等令」

(園舎及び園庭)	
第六条 幼保連携型認定こども園には、園舎及び園庭を備えなければならない。	
7 園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。	
一 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積	
イ 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積	
学級数	面積(単位 平方メートル)
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$
□ 3.3平方メートルに満3歳以上の園児数を乗じて得た面積	
二 3.3平方メートルに満2歳以上満3歳未満の園児数を乗じて得た面積	

条例等における基準のチェック

	計画園庭面積	幼保連携型認定こども園基準条例第2条に規定する「内閣府等令」
3歳児以上		イ > ロ 400 m ² イ： $400 + 80 \times (3 \text{学級} - 3) = 400 \text{ m}^2$ ロ： $3.3 \text{ m}^2/\text{人} \times 45 \text{ 人} = 148.5 \text{ m}^2$
2歳児		39.6 m ² $3.3 \text{ m}^2/\text{人} \times 12 \text{ 人}$
	$460 \text{ m}^2 > 439.6 \text{ m}^2$ ⇒OK	439.6 m ² $400 \text{ m}^2 + 39.6 \text{ m}^2$

3. 計画床面積表

計画床面積の算定をもとに計画床面積表を作成する。

計画床面積表

室名	床面積 (㎡)	備考
登園口	18	登園口・廊下等の一体的利用などによる 床面積の内訳変更可
廊下等	106	
0・1歳児 保育室	50	有効面積 42.90 ㎡以上
2歳児 保育室	30	有効面積 23.76 ㎡以上
3歳児 保育室	35	有効面積 29.70 ㎡以上
4歳児 保育室	35	有効面積 29.70 ㎡以上
5歳児 保育室	35	有効面積 29.70 ㎡以上
ランチルーム	42	2～5歳児の半数（28人）が利用
読書室	22	
調乳室	3	
0・1歳児 トイレ	7	
2歳児 トイレ	7	
3歳児 トイレ	8	
4・5歳児 トイレ	13	
園庭トイレ	2	
園児用シャワー室	14	
職員室・医務室	20	
職員更衣室・休憩室（女）	12	保育士・用務員用
職員更衣室・休憩室（男）	5	保育士・用務員用
調理員更衣室・休憩室	8	
職員トイレ	4	2 ㎡×2 か所（各階 1 か所）
みんなのトイレ	10	5 ㎡×2 か所（各階 1 か所）
調理員専用トイレ	2	

室名	床面積 (㎡)	備考
相談室	6	
調理室	32	
検収室	3	
下処理室	4	
前室	3	
食品庫・防災備蓄庫	5	
配膳室	5	調理室がない階に設置
洗濯室・用務室	6	
倉庫	16	8 ㎡×2 か所 (各階 1 か所)
以下、平屋プランとなる場合は不要。		
エレベーター	12	6 ㎡×2 フロアー
屋内階段	40	20 ㎡×2 フロアー
屋外階段	10	
合計	630	

4. 要求水準

1 総則

(1) 業務実施体制

ア 事業者は、本事業における施設整備業務の実施に当たり、市との連絡窓口を一元化するための施設整備業務責任者を配置すること。また、設計、地質調査、建設及び工事監理の各業務責任者を配置し、施設整備業務責任者と連携させ、設計・施工業務の円滑化を図ること。

イ 事業者は市、施設整備業務責任者及び各業務責任者が参加する施設整備に関する連絡会議を月1回以上の頻度で開催すること。

(2) 業務内容

事業者は、以下の業務を行うものとする。

ア 設計業務

施設の基本設計及び実施設計を行うものであり、各種許認可申請及び許可等取得業務を含む。

イ 事前調査業務

地質調査のほか、電波障害対策調査等の必要な業務を含む。

ウ 施設建設業務

施設本体の建築工事、電気設備工事、機械設備工事、昇降機設備工事及び建物周囲の外構工事を施工する（建設に支障のある既存構造物・植栽の撤去を含む）。

また、本事業を実施するために必要な事務備品の調達及び設置を合わせて行う。

なお、既存園舎の解体工事及び解体後の園庭整備は対象外とする。

エ 工事監理業務

上記ウに掲げる工事の監理を行うほか、完了検査及び引渡し等に関する業務を含む。

(3) 遵守すべき法令等

本事業の実施に当たり、遵守すべき法令（施行令及び施行規則等を含む。）等は以下のとおりである。このほか本事業に関連する法令等を遵守すること。なお、関係法令に基づく許認可等が必要な場合は、事業者はその許認可等を取得しなければならない。また、法令等は、原則として事業契約締結時点での最新版を使用すること。

ア 法令等

(ア) 地方自治法

(イ) 学校教育法

(ウ) 認定こども園法

(エ) 認定こども園法施行令

(オ) 認定こども園法施行規則

(カ) 学校給食法

- (キ) 学校保健安全法
- (ク) 食品衛生法
- (ケ) 食育基本法
- (コ) 都市計画法
- (サ) 景観法
- (シ) 屋外広告物法
- (ス) 建築基準法
- (セ) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- (ソ) 消防法
- (タ) 河川法
- (チ) 電気事業法
- (ツ) ガス事業法
- (テ) 水道法
- (ト) 下水道法
- (ナ) 水質汚濁防止法
- (ニ) 土壤汚染対策法
- (ヌ) フロン類の使用及び管理の適正化に関する法律
- (ネ) 悪臭防止法
- (ノ) 大気汚染防止法
- (ハ) 騒音規制法
- (ヒ) 振動規制法
- (フ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (ヘ) 資源の有効な利用の促進に関する法律
- (ホ) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
- (マ) エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）
- (ミ) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）
- (ム) 建築士法
- (メ) 建設業法
- (モ) 労働安全衛生法
- (ヤ) 個人情報保護に関する法律
- (ユ) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
- (ヨ) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
- (ラ) その他関係法令

イ 条例・規則等

- (ア) 神奈川県食の安全・安心の確保推進条例及び施行規則
- (イ) 開発許可等の基準及び手続きに関する条例
- (ウ) 横須賀市土地利用基本条例
- (エ) 適正な土地利用の調整に関する条例
- (オ) 特定建築等行為に係る手続き及び紛争の調整に関する条例
- (カ) 横須賀市建築物の解体等工事に伴う紛争の未然防止に関する条例
- (キ) 横須賀市建築基準条例
- (ク) 横須賀市景観条例
- (ケ) 神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例（バリアフリー条例）
- (コ) 横須賀市下水道条例及び施行規則
- (サ) 火災予防条例
- (シ) 横須賀市下水道条例
- (ス) 神奈川県生活環境の保全等に関する条例
- (セ) 幼保連携型認定こども園設備運営基準
- (ソ) 幼保連携型認定こども園基準条例
- (タ) その他関係条例

ウ 要綱・その他

- (ア) 横須賀市建築物における木材の利用の促進に関する方針
- (イ) 大量調理施設衛生管理マニュアル

2 各業務内容の詳細及び要求水準

(1) 設計業務

ア 本件施設の基本設計・実施設計業務

(ア) 事業者は、「公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）」に準拠し、その他については、日本建築学会制定の標準仕様書を基準として業務を遂行すること。

(イ) 事業者は、事業契約締結後速やかに設計業務に係る計画書を作成し、市に提出して確認を得ること。

(ウ) 事業者は、事業契約締結後速やかに、横須賀市契約規則（平成 19 年規則第 22 号。以下「契約規則」という。）に基づき着手届等の必要な書類を提出すること。

(エ) 設計業務の進捗管理は、事業者の責任において実施すること。

(オ) 事業者は設計業務に係る計画書提出後、速やかに提案書に基づき基本設計を行うこと。基本設計完了後、本要求水準書等と適合することを確認した上で、その確認結果とともに、市による確認を受けなければならない。市は、基本設計の内容が本要求水準書等に適合するか否かを確認するため、実施設計への着手は、当該確認を受けた後とすること。

(カ) 事業者は、基本設計に基づいて実施設計を行う。実施設計完了後、本要求水準書等と適合することを確認した上で、その確認結果とともに、市による確認を受けなければならない。市は、実施設計の内容が本要求水準書等に適合するか否かを確認する。

(キ) 市は、事業者に設計の検討内容について、いつでも確認することができる。

(ク) 事業者は、市との協議により設計を行い、その進捗状況等を市に報告すること。

(ケ) 市は、基本設計及び実施設計の内容に対し、工期及びサービス対価の支払額の変更を伴わず、かつ事業者の提案主旨を逸脱しない範囲で、変更を求めることができることとする。

(コ) 事業者は、設計業務が終了した時点で、契約規則に基づく検査を受けるものとする。

イ 各種許認可申請等業務（関連業務を含む）

(ア) 事前協議等

a 事業者は、本事業における施設整備業務に必要となる諸手続を遅滞なく行うこと。

また、円滑に施設整備を実施し、事業スケジュールに支障がないよう、関係機関との協議を適切に行うこと。

- b 関係機関との事前協議において、市の協力が必要な場合、市は必要に応じこれに協力する。

(イ) 申請等

- a 事業者は、施設整備に伴う各種申請の手続を事業スケジュールに支障がないよう、適切な時期に実施すること。
- b 建築工事に伴う各種申請等について、関係法令等による全ての必要な手続についてリストを作成し、事前に市の確認を受けること。
- c 建築基準法に基づく計画通知を市に提出すること。
- d 各種申請許認可等の書類の写し等を市に提出すること。

(ウ) 補助金申請等支援

事業者は、市が予定している「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」第8条の規定に基づく民生安定施設の助成事業の交付申請や起債に必要な資料の作成を支援すること。支援内容は以下のとおりである。

- a 補助金申請用の設計図書及び積算書等の作成支援（申請対象部分と対象外部分の区分け等）
- b その他本事業に関連して市が必要とする申請等に関する支援

(2) 事前調査業務

- ア 事業者は、必要となる地質調査、電波障害対策調査等、各種調査業務を事業者の責任において、本件業務契約後、必要な時期に適切に行うこと。
- イ 地質調査について、実施要領に基づく土質・岩盤ボーリング及びスクリーウェイト貫入試験等を実施すること。
- ウ 事業者が、市の協力を必要とする場合、市は資料の提出、その他について協力する。

(3) 施設建設業務

ア 建設業務

(ア) 近隣対応及び対策

- a 事業者は、建設業務の実施に当たり、事業者の責任において、諸影響への事前及び事後の近隣への対応及び対策を講じること。
- b 着工に先立ち、近隣との調整、事前調査業務及び建設準備等を十分に行い、工事内容を周知徹底し、工事の円滑な進行に努め、近隣の理解、作業時間の了承を得るとともに、住民の安全を確保すること。また、同一敷地内の武山保育園について、本件施設の建設中も通常どおり保育を実施するため、施設利用者についても安全を確保すること。
- c 工事は、原則として月曜日から金曜日まで（祝日は除く。）の午前8時30分から午後6時までとする。ただし、やむを得ず、上記時間外または、土曜日、日曜日及び祝日に作業を行う場合には、事前に市と協議をすること。

- d 騒音、振動、悪臭、粉塵発生等の公害、交通渋滞その他建設工事が近隣の生活環境に与える諸影響を勘案し、合理的に要求される範囲の近隣対応を実施すること。
- e 本件施設近隣への対応について、事業者は市に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告すること。
- f 建設工事に関する近隣からの苦情等については、事業者の責任において、事業者を窓口として、適切に対処すること。

(イ) 建設期間中の業務

- a 事業者は、工事着手に先立ち、契約規則に基づき着手届等の必要な書類を提出すること。
- b 建設工事に必要な電気・水道等は、武山保育園の引き込み設備を利用することができる。利用にあたっては、敷地内分岐部分に子メーターを設置するなど、使用量がわかるようにすること（分岐にかかる費用及び使用料金については、事業者の負担とする）。ただし、利用できる範囲は武山保育園の運営に支障がない範囲とし、それ以上の設備が必要な場合は、建設工事・事業スケジュールに支障がないよう事業者の責任において調達を行うこと。
- c 事業者は、各種関係法令及び工事の安全等に関する指針等を遵守し、設計図書及び施工計画に従って、本件施設の建設工事を実施すること。
- d 事業者は、工事監理業務責任者を通じて工事監理状況を月に毎月報告するほか、市から要請があった場合、施工の事前説明及び事後報告を行うこと。
- e 市は、事業者が行う工程会議に立会うことができるとともに、何時でも工事現場の施工状況の確認を行うことができる。
- f 工事完成後、監督員の検査及び契約規則に基づく検査員の検査を受けること。
- g 近隣及び工事関係者の安全確保と環境保全に十分配慮し、工事中における本件施設の近隣住民等への安全対策については万全を期すこと。
- h 騒音・振動や悪臭・粉塵及び地盤沈下等については、周辺環境に及ぼす影響について、十分な対策を行うこと。
- i 工事により発生した廃棄物などについては、法令等に定められたとおり適切に処理し、再生可能なものについては、積極的に再利用を図ること。
- j 隣接する建物や道路などに損害を与えないよう留意し、工事中に汚損、破損をした場合の修繕及び補償は、事業者の負担において行うこと。
- k 工事により、周辺地域に水枯れなどの被害が発生しないよう留意するとともに、万一発生した場合には、事業者の責任において対応を行うこと。
- l 工事計画において工事関係車両の駐車スペースを十分に確保し、周辺道路で工事関係車両を待機させないこと。

イ 事務備品調達・設置業務

事業者は、本事業を実施するために必要な事務備品の調達、設置を開業準備開始までに行うこと。なお、調達する事務備品については、「・4 要求水準－3 施設等の要求性能」を参照のこと。

ウ 外構整備業務

(ア) 敷地の地形・地質及び周辺環境との調和を考慮し、施工及び維持管理の容易性、経済性等を総合的に勘案し、設計・施工すること。ただし、設計・施工の範囲は建物周囲及び道路境界からのアプローチ程度とし、園庭整備は対象外とする（園庭整備は提案内容にも含まない）。

(イ) 耐久性や美観に配慮すること。

(ウ) 必要に応じて、防犯上、適切な照明設備を設置すること。

(4) 工事監理業務

ア 工事監理業務

(ア) 事業者は、工事監理企業より、工事監理業務責任者（建築基準法第5条の4第4項の規定による工事監理者をいう。以下同じ。）を配置し、その者の氏名、連絡先及び有する資格など必要な事項について市の確認を受けること。

(イ) 工事監理業務責任者は、建設業務が設計図書及び本要求水準書等に基づき適切に行われていることを確認すること。

(ウ) 建設企業への指示は書面で行うとともに、市の求めに応じ、当該書面を提出すること。

(エ) 工事監理業務責任者は、工事監理報告書を毎月提出するとともに、市の要請があったときには随時報告を行うこと。

(オ) 工事監理業務内容は、「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 建築工事監理業務委託共通仕様書」によることとする。

イ 完了検査及び引渡し業務

(ア) 事業者は、工事が完成したときは、直ちに工事等完了届により市に通知しなければならない。

(イ) 市は、上記の通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に事業者の立会いのうえ、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を事業者に通知する。

この場合において、市は、必要があると認められるときは、その理由を事業者に通知して、本件施設を最小限度破壊して検査することができる。

(ウ) (イ) に規定する検査において、検査又は復旧に直接要する費用は、事業者の負担とする。

(エ) 市は、イに規定する検査によって工事の完成を確認した後、事業者が本件施設の引渡しを申し出たときは、直ちに本件施設の引渡しを受ける。

(オ) (エ) に規定する申出は、本件施設の引渡書の提出をもって行うこととする。

ただし、市が当該書類の提出を必要としない場合は、その提出を省略することができる。

(カ) 事業者は、工事がイに規定する検査に合格しないときは、直ちに修補して市の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなす。

(キ) 各種設備・備品等の使用方法について操作・運用マニュアルを作成し、市へ提出し、その説明を行うこと。

(5) その他の業務

市が実施する説明会等において、事業者は説明会等に参加するとともに、説明補助などの支援を行うこと（資料作成の協力を含む）。

3 施設等の要求性能

(1) 共通事項

- ア 「地球を守れ 横須賀ゼロカーボン推進条例」の基本理念に基づき、ZEB Ready 認証を取得すること。
- イ 「横須賀市建築物における木材の利用の促進に関する方針」に基づき、可能な限り内装等の木質化及び木製製品の利用に努めること。
- ウ 今後の改修工事等を行う場合を想定し、各部の納まり等は改修しやすい形状とすること。
- エ 施設の耐用年数を 30 年以上と想定した構造とすること。
- オ 事業者は、自らが実施した地質調査の結果に基づき、必要な地業工事（地盤改良や杭地業など）を設計・施工すること。
- カ 耐震安全性の分類については、「官庁施設の総合耐震計画基準」における以下の分類以上とすること。

構造体	Ⅱ類
建築非構造部材	B類
建築設備	乙類

- キ 主体体を鉄骨造とする場合は、製作工場は国土交通省大臣認定工場 R グレード以上とすること。
- ク 本工事の建設発生土の受入場所は、下記のいずれかとする（最終的な受入場所は、神奈川県横須賀土木事務所等と協議のうえ決定する）。
- [受入地等の名称及び所在地]
- ・横須賀市久里浜港受入地（横須賀市久里浜 8 丁目 2567 番 62）
 - ・長坂受入地（横須賀市長坂 5 丁目 3609 番 2 他）

(2) 配置計画

- ア 同一敷地内の武山保育園について、本件施設の整備後に解体を行うが、解体工事を安全に施工できるように配置計画を検討すること。
- イ 既存園舎解体後に、敷地全体として園庭、駐車場（普通車 5 台＋車いす使用者用 1 台程度）、駐輪場（3 台程度）及び食材搬入車スペースを適切に配置することができるように検討すること。
- ウ 可能な限り施設利用者等の敷地内への進入に対する視認性を確保すること。

(3) 建築

ア 施設計画

- (ア) 各室等の機能、仕様及び設備は、施設の特性に配慮のうえ、「1・2 計画床面積の算定」に記載されている内容を参考に計画すること。

(イ) その他、事業者が必要と判断する諸室がある場合は適宜設定を行うこと。また、「・2 計画床面積の算定」に記載されている内容と同等と認められる場合は、事業者の提案内容を採用できるものとする。

イ 外構計画

(ア) 舗装については、今後の改修工事等を行う場合の工事車両を想定し、十分耐えるものとする。

ウ 仕上計画

(ア) 外装

- a 外壁、屋根及び床は、表面結露、内部結露を発生させないよう適切な断熱性能を有する材料を使用すること。
- b 1階床下の防湿措置及び必要に応じ防蟻処理を行うこと。
- c 反射などによる光害を抑制すること。
- d 外装仕上げは危険な凹凸を避けるなど、園児の安全性に配慮すること。
- e 外装材と出入口廻りや窓廻りとの取り合い部は、漏水対策を十分に行うこと。
- f 屋根の軒樋等は、落ち葉等による支障が出ないように配慮すること。
- g 開口部には必要に応じてルーバー、庇等の設け日射遮蔽の対策に配慮すること。

(イ) 内装

- a 各室の用途、機能に応じ、長寿命で耐久性に優れ、かつ清掃、補修及び点検がしやすく、維持管理に配慮した材料、工法を選定すること。
- b 内装仕上げは、危険な凹凸を避けるなど、園児の安全性に配慮すること。
- c 各室の用途、機能及び配置場所に応じて断熱材や吸音材などを設置すること。
- d 地震時の剥落、落下による二次災害抑制に配慮すること。
- e 同一面で内装仕上げが異なる部分には、見切り材を設けること。
- f 建物内に設置する間仕切壁は、仕上げの不陸やクラックの発生防止に配慮すること。
- g 各部の用途に応じ、適切な巾木を設けること。

(ウ) 建具

- a 各種建具は、各室の使用状況に応じた性能を有することとし、開口部の寸法、開き勝手などの仕様は、使用目的、安全性、条件を考慮し設定すること。
- b 建具の仕上げは、周囲の壁仕上げ、色彩、グレード感等と整合させること。
- c 園児の手の届きにくい高さに鍵（サムターン）を設けること。
- d 玄関以外の外部に面する窓廻りは、防災の遮光カーテンを設置すること。
- e 外部建具及び内部建具に使用するガラスは、スクール強化ガラスを標準とすること。また、外部建具に使用するガラスは断熱性、遮熱性の高いものを選定す

ること。

f 建具等には挟み込み防止処置を施すこと。

エ 安全・防災計画

(ア) 消火器、自動火災報知設備（既設連動）、避難器具、誘導灯などの消防設備は、所轄消防署と協議のうえ、適合する設備を設けること。

(イ) 階段は、落下防止対策に配慮すること。特に手掛け、足掛けなどを考慮した落下防止対策を講じること。

(ウ) 2階の開口部に転落防止措置を講じること。

(エ) 2階の各保育室から直接避難可能な非常階段等を設置すること。

(4) 電気設備

ア 共通事項

(ア) 電気設備技術基準、その他関係諸法規に準拠すること。

(イ) 原則として、国土交通省仕様とすること。

(ウ) 更新・メンテナンスの容易性や経済性等に配慮し、原則として、汎用品を使用すること。

(エ) LED照明をはじめとした省エネルギー機器の採用により、エネルギーの消費を抑えた計画とし、環境にやさしく、ライフサイクルコストの低減に配慮した計画とすること。

(オ) 将来の電気機器及び電気容量の増加に備え、受変電設備、配電盤内に電灯、動力ともに予備回路を設けること。

(カ) 屋外の露出配管及びボックス、留金具類は、溶融亜鉛メッキ又はステンレス製とすること。なお、屋外に設置する機器類についても塩害に配慮すること。

(キ) 調理室の諸室内壁面に設置する機器類は、粉塵の溜まらないよう可能な限り凹凸を避けること。

イ 受電設備

(ア) 設置容量は、使用時間等を十分考慮して計画すること。

(イ) 電力引込配線は、構内は埋設とし、受電設備までの引込を計画すること。

ウ 幹線設備

(ア) 受電設備より各電灯盤・動力盤・制御盤へ電圧降下等を考慮し、適切に電源供給を行うこと。

エ 動力設備

(ア) 空調設備・衛生設備、昇降機や厨房機器、その他の動力負荷に対して、適切に電源供給を行うこと。

(イ) 受電設備、空調設備、衛生設備等の異常等を移報する警報盤を設置すること。

オ 電灯・コンセント設備

(ア) コンセント設備は各室の用途を考慮して計画すること。

- (イ) コンセントは用途に適した形式、容量を確保し適切な位置に配置すること。
また、取付け位置等にも考慮し、湿気の多い場所での安全性を図ること。
- (ウ) 照明器具はLED器具とし、JIS標準照度を適用し、空間の快適性を考慮した光源、色温度とすること。
- (エ) 建物内・屋外の各照明は、照明制御機能を有するLEDとし、明るさセンサー、人感センサーなどを活用し、省エネに配慮すること。
- (オ) 保育室等園児の活動室、動線についての照明器具及び配線器具は、ランプ等の破損による破片の飛散防止及び安全面を配慮した器具とすること。
- (カ) 外部の照明器具は、虫を誘引しない低誘虫照明器具等とすること。
- (キ) 高所に設置する照明設備は、交換等が容易にできるよう配慮し、落下防止処置を図ること。

カ 通信・情報設備

(ア) LAN設備

光ファイバー等による通信回線等の引込及び構内の必要な個所へ配線できるように配管を敷設すること。

(イ) 構内交換設備

電話回線は予備回線を含め最大4回線を引き込める計画とする。

デジタル電子交換機、多機能電話機1台、一般電話機1台、
コードレス電話機5台(コードレス用充電器共)、コードレスアンテナ

(ウ) インターホン設備

インターホン外部入口～職員室、厨房～搬入口に設置すること。

(エ) トイレ緊急呼出表示設備

多目的トイレには緊急呼出ボタン等を設け、職員用事務室に緊急呼出表示機器を設けること。

キ 情報表示設備

(ア) テレビ共聴設備

地上デジタル放送が視聴できること。

ク 拡声設備

(ア) 施設内の諸室に放送が可能な設備を設けること。

(イ) 非常放送設備との兼用も可とする。

(ウ) 調理室は、高温多湿な環境に十分耐える機器とすること。

(エ) プログラムタイマー及び電子チャイムの機能を設けること。

ケ 監視カメラ設備

(ア) 監視カメラを設置すること。

(イ) 職員用事務室モニターによる一元管理を行うこと。

コ 機械警備設備

(ア) 機械警備設備を設置できるよう配管を行うこと。なお、機械警備機器は、市が別途業者に発注する。

サ 電気錠設備

(ア) 外部からの出入口部分は、電気錠で区画し、セキュリティの確保を図ること。

(イ) 保護者が送迎する際の入口の施解錠は、カメラ付きインターホンで確認し、職員が解錠する想定とする。

シ 自動火災報知設備

(ア) 施設内に感知器等の自動火災放置設備を設けること。

(イ) 受信機を職員用事務室に設置すること。

ス 太陽光発電設備

(ア) 建物屋根面への太陽光発電設備の設置に対応可能なこと。

セ 電気時計設備

(ア) 壁掛型子時計、屋外用、ソーラー式、衛星電波修正機能付φ550 取付のこと。

(5) 機械設備

ア 共通

(ア) 省エネルギー、省資源を考慮すること。

(イ) 更新性・メンテナンスの経済性等を考慮すること。

(ウ) 設備は、操作の容易性を確保すること。また、天井内に設置する場合には、点検口を設置するなど容易に管理ができるように考慮すること。

(エ) 外部（屋上も含む。）に設置する設備機器は、振動・騒音・転倒防止対策を講じること。

(オ) 天井設置機器や器具などは、落下防止措置及び耐震措置を行うこと。

(カ) 給排水設備、空調設備及び衛生器具設備などについて、諸室環境に応じた適切な計画を行い、結露防止や防カビ対策を行うこと。

(キ) 居室内の衛生設備配管は、漏水時の設置階及び下階などへの影響について配慮し、レイアウトを含めて考慮すること。

イ 換気・空調設備

(ア) トイレは、排気ファンで居室部の冷暖房された空気を引っ張るなどして温度にも考慮すること。

(イ) 給食エリアも空調設備を設置すること。

(ウ) 給食エリアの水蒸気及び熱気等の発生する場所には、これらの強制排気設備が設けられていること。

(エ) 給食エリアには、適切な位置に、新鮮な空気を十分に供給する能力を有する換気設備が設けられていること。

(オ) 排気口には臭気拡散や風切音を抑制する設備が設けられていること。

- (カ) 外気を取り込む換気口には、汚染された空気及び昆虫等の流入を防ぐため、フィルター等を備えたものであること。なお、当該フィルター等は、洗浄、交換及び取り付けが容易に行える構造であること。
- (キ) 換気ダクトは、断面積が同一で、直角に曲げないようにし、粉じんが留まらない構造とすること。
- (ク) 空調の運転停止及び温度制御は、各室で行えるようにすること。また、職員用事務室で集中管理が行えること。
- (ケ) 調理室の空調は厨房用とする。

ウ 給水・給湯設備

- (ア) 給水設備は、防錆設備を設置すること。
- (イ) 厨房エリア等の給水栓は、レバー式（又は足踏み式、自動式）であること。
- (ウ) 給水の敷地内引き込みについては、同一敷地内の武山保育園のメーター手前から分岐をすること。その施工については同一敷地内の武山保育園の運営に支障が出ないようにすること。
- (エ) 給水の加入金は市で負担する。

エ 排水設備

- (ア) 厨房排水にはグリストラップを設けること。また、屋外設置とすること。
- (イ) 排水設備は、十分な臭気対策を講じること。
- (ウ) 建物排水の接続は同一敷地内の武山保育園の最終桝に接続すること。その施工については同一敷地内の武山保育園の運営に支障が出ないようにすること。
- (ウ) 雨水の接続は同一敷地内の武山保育園の最終桝に接続すること。その施工については同一敷地内の武山保育園の運営に支障が出ないようにすること。
- (エ) 屋外雨水桝は浸透式とすること。
- (オ) 厨房内高温排水システムの配管はそれに適合したものとすること。

オ ガス設備

- (ア) ガス設備はプロパンガスとすること。

カ 衛生設備

- (ア) 調理室等の各区画の入口及び必要な箇所に、従業員の数に応じた肘まで洗える手洗い場が設置されていること。
- (イ) 手洗い設備には、温水が供給され、手を使わずに操作できる蛇口、鏡、手指の洗浄・消毒装置、使い捨てペーパータオル、手を使わずに開閉可能なごみ箱が設置されていること。また、必要に応じて、個人用爪ブラシ置場を設置すること。
- (ウ) 手洗い設備の排水が床に流れないようにすること。
- (エ) 居室内の洗面器は配管が露出しないようにすること。

- (オ) 洗面台はすべて混合水栓で、厨房関係以外は即出湯(電気)とすること。
- (カ) 幼児の使用する衛生器具は年齢に応じた使い勝手を考慮すること。
- (キ) みんなのトイレはリモコン洗浄とすること。
- (ク) 大便器は洋便器型でタンク式を選定すること。職員用は温水洗浄・暖房便座機能付き、幼児用は暖房便座機能付きとする。
- (ケ) 小便器は全て自動洗浄とすること。
- (コ) 洗面台は全て自動水栓式とすること。
- (サ) みんなのトイレは大便器、洗面器の他、オスメイト対応器具を設置とすること。
- (シ) 流し台は手動混合水栓とすること。
- (ス) シャワーユニットは幼児用シャワーパン及びシャワー付きカラン(給水・給湯供給)設置とすること。
- (セ) 汚物流しは掃除口付及び汚物流し便器洗浄用センサー付きとする。
- (ソ) 屋外の緑地帯に散水栓を設置すること。
- (タ) 屋外足洗い場は3人用洗い場とし(給水・給湯供給)設置とすること。

(6) その他

ア 床暖房

- (ア) 0・1歳児保育室に設置すること。

5. 提出書類

本事業実施にあたり、提出が必要な計画書及び記載内容は以下のとおりとする。記載内容については事業者と発注者で協議を行い、適宜追加・修正を行うこととする。

また、以下に記載のない書類であっても、必要に応じて提出を行うこと。

1 計画書

(1) 事業全体に関する計画書

計画書名	事業計画書
提出時期	契約締結後速やかに
記載内容等	本事業全般に関する計画書 ・各業務の実施体制（予定） ・事業実施工程 ・施設整備業務責任者及び各業務責任者 ・その他必要な事項

(2) 設計業務に関する計画書

計画書名	設計業務計画書
提出時期	契約締結後速やかに
記載内容等	・設計方針 ・設計業務体制 ・設計業務実施工程（各種許認可申請等を含む） ・設計業務責任者等に関する事項（資格等を含む） ・その他必要な事項

(3) 事前調査業務に関する計画書

計画書名	事前調査計画書
提出時期	調査実施の2週間前まで
記載内容等	・調査業務体制 ・調査業務実施工程 ・調査業務責任者等に関する事項（資格等を含む） ・総合的な計画及び各調査の具体的な計画 ・その他必要な事項

(4) 施設建設業務に関する計画書

計画書名	工事施工計画書
提出時期	各工事着手の2週間前まで
記載内容等	<ul style="list-style-type: none">・ 施工体制・ 全体工程・ 建設業務責任者等に関する事項（資格等を含む）・ 総合施工計画（施工・品質管理、安全・環境対策、工事記録写真撮影計画 等）・ 工種別施工計画・ 使用材料承諾願（カタログ、見本等を含む）・ 施工図、製作図・ 事務備品調達・設置計画

(5) 工事監理業務に関する計画書

計画書名	事業計画書
提出時期	工事着手の2週間前まで
記載内容等	<ul style="list-style-type: none">・ 監理方針・ 監理業務体制・ 監理業務実施工程・ 監理業務責任者等に関する事項（資格等を含む）・ その他必要な事項

2 報告書及び成果品等

本事業実施にあたり、提出が必要な報告書及び成果品等は以下のとおりとし、記載内容等については事業者と発注者で協議を行い、適宜追加・修正を行うこととする。

提出物について、軽易なものを除き、原則として金文字黒表紙製本とする。製本部数は原則として予算主管部保存用、工事主管部保存用、工事主管部現場監理用の3部とする。また、提出するすべての書類について、電子データをCD-R等にて提出すること。提出を受ける目的等を勘案し製本形態や部数を変更する場合は、発注者との協議による。

また、以下に記載のない書類であっても、必要に応じて提出を行うこと。

(1) 設計業務に関する報告書及び成果品等

報告書名	基本設計書
提出時期	基本設計完了時
記載内容等	<ul style="list-style-type: none"> ・設計図 ・基本設計説明書 ・構造計算資料 ・施工計画図・説明書 ・要求水準との整合性の確認結果報告書 ・その他必要な事項

報告書名	実施設計書
提出時期	実施設計完了時
記載内容等	<ul style="list-style-type: none"> ・設計図 ・実施設計説明書 ・構造計算書 ・工事費内訳書 ・数量計算書 ・建築設備等計算書 ・施工計画図・説明書 ・事務備品リスト（カタログ等を含む） ・要求水準との整合性の確認結果報告書 ・その他必要な事項

報告書名	各種申請許認可図書（写）※申請ごと
提出時期	各種申請許認可済証受領時
記載内容等	<ul style="list-style-type: none"> ・各種申請許認可図書、各種申請許認可済証 ・その他必要な事項

(2) 事前調査業務に関する報告書及び成果品等

報告書名	事前調査報告書
提出時期	事前調査完了時
記載内容等	<ul style="list-style-type: none"> ・調査日時、場所、調査内容、調査結果 ・事前調査計画書との整合性の確認結果 ・その他必要な事項

(3) 施設建設業務に関する報告書及び成果品等

報告書名	施工実施報告書
提出時期	毎月1回
記載内容等	<ul style="list-style-type: none"> ・施工実施結果 ・工事進捗状況 ・工事打合せ記録 ・その他必要な事項

報告書名	しゅん工図書
提出時期	しゅん工時
記載内容等	<ul style="list-style-type: none"> ・工事完了届 ・工事記録写真 ・竣工図（建築、電気設備、機械設備、外構等） ・しゅん工図書（施工・品質・安全管理等が確認できる図書） ・室内環境測定成績書 ・工事材料内訳書 ・工事保証書 ・工事費内訳書 ・各種機器取扱説明書 ・しゅん工写真（内外全面カット写真（アルバム形式）） ・実施設計との整合性の確認結果 ・その他必要な事項

(4) 工事監理業務に関する報告書及び成果品等

報告書名	工事監理報告書
提出時期	毎月1回、しゅん工事
記載内容等	<ul style="list-style-type: none">・工事監理結果・工事進捗状況・工事監理打合せ記録・その他必要な事項